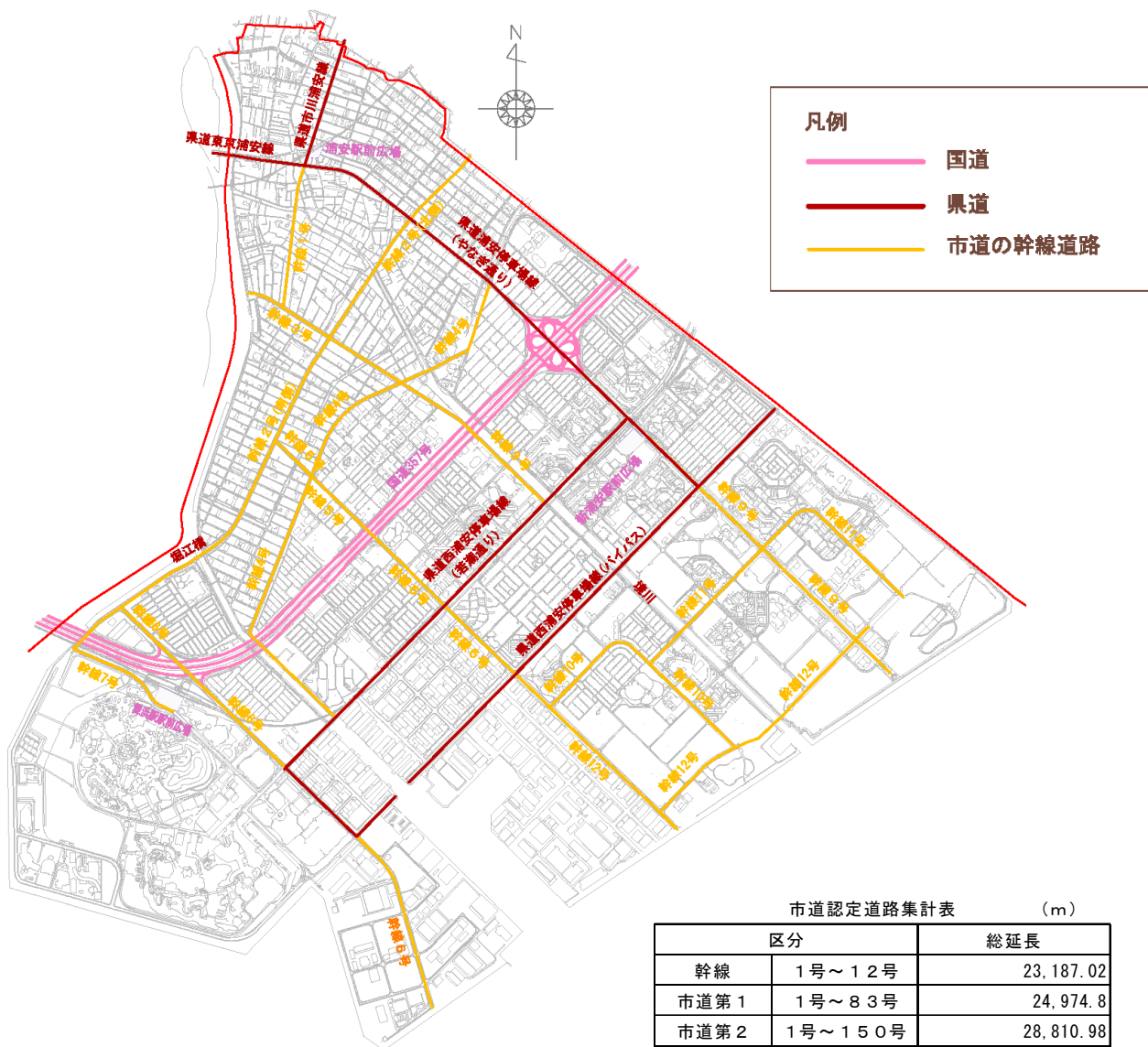


第5章 浦安市の現状

1. 道路の整備状況

浦安市における平成29年度の整備済みの道路の総延長は、国道が約4.5km、県道が約12.2km、市道が約230.1kmであり、合計延長は約246.8kmとなっています。以下に主要な幹線道路の位置図を示します。(図-7参照)



国道路線一覧表 (m)

| 路線名 | 総延長 |
|--------|-------|
| 国道357号 | 4,500 |
| 計 | 4,500 |

県道路線一覧表 (m)

| 路線名 | 総延長 |
|-----------------|--------|
| 県道浦安停車場線 | 2,480 |
| 県道市川浦安線 | 761 |
| 県道西浦安停車場線 | 3,375 |
| 県道西浦安停車場線(バイパス) | 5,111 |
| 県道東京浦安線 | 469 |
| 計 | 12,196 |

市道認定道路集計表 (m)

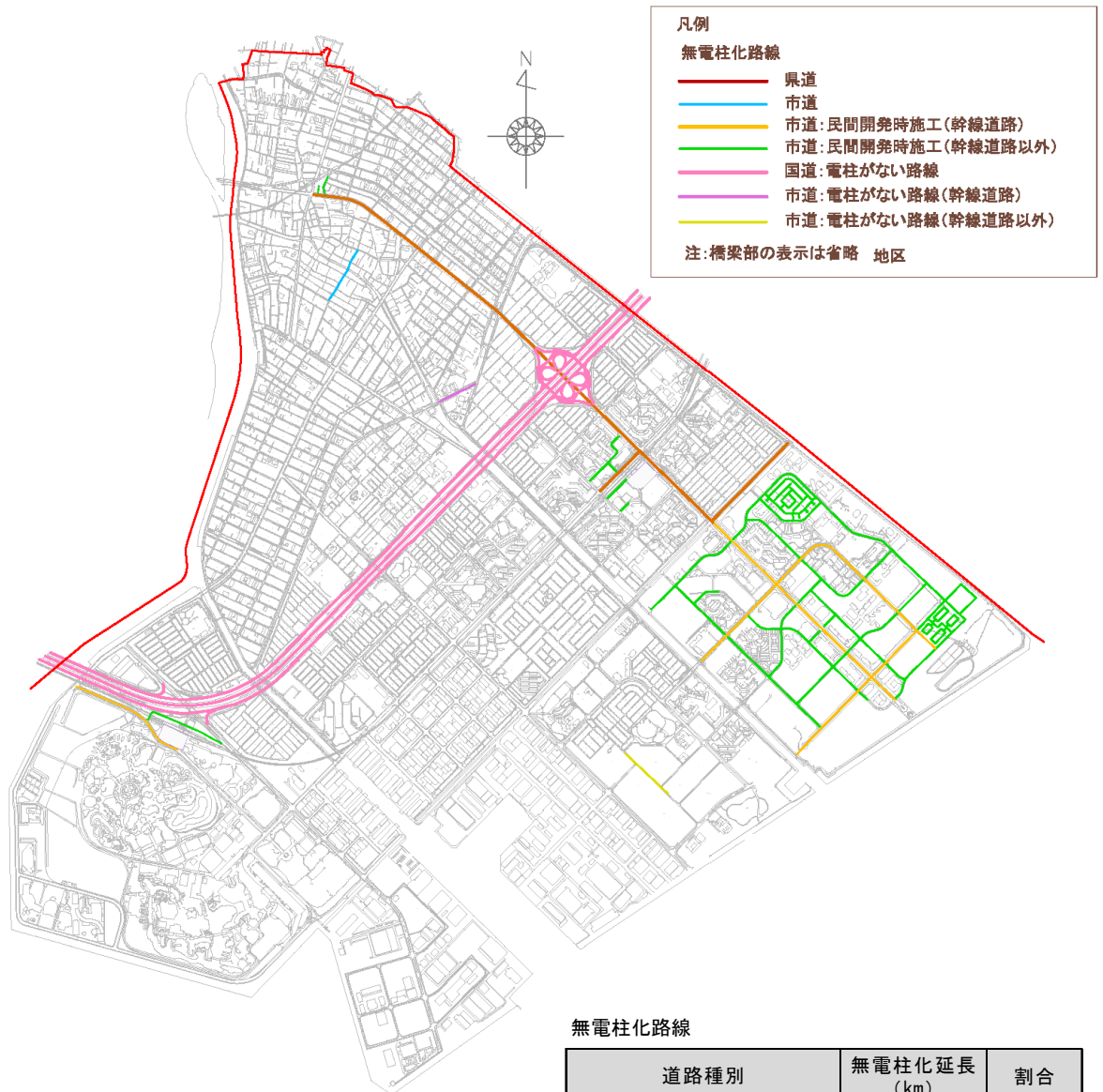
| 区分 | | 総延長 |
|-------|---------|-----------|
| 幹線 | 1号~12号 | 23,187.02 |
| 市道第1 | 1号~83号 | 24,974.8 |
| 市道第2 | 1号~150号 | 28,810.98 |
| 市道第3 | 1号~55号 | 21,720.77 |
| 市道第4 | 1号~79号 | 20,894.75 |
| 市道第5 | 1号~54号 | 15,468.77 |
| 市道第6 | 1号~108号 | 24,824.69 |
| 市道第7 | 1号~111号 | 21,758.54 |
| 市道第8 | 1号~71号 | 16,054.75 |
| 市道第9 | 1号~46号 | 9,475.69 |
| 市道第10 | 1号~11号 | 4,995.56 |
| 市道第11 | 1号~44号 | 13,867.52 |
| 市道第12 | 1号~6号 | 4,086.61 |
| 計 | | 230,120.5 |

【図-7】主要幹線道路位置図

2. 無電柱化の整備状況

浦安市における平成29年度時点の無電柱化済みの道路の延長は、市道が約23.1km、国県道が約9.2kmであり、総延長で約32.3kmです。また、無電柱化率は、市道全体で約10.0%（幹線では約26.1%）、国県道を含めると約13.1%となります。

市道で無電柱化されている道路は、堀江・猫実B地区土地区画整理事業において整備された箇所があるものの、民間開発時に施工されたものが大部分を占めており、一部の地区に集中しています。（図－8参照）



無電柱化率

| | 総延長 (km) | 無電柱化延長 (km) | 無電柱化率 |
|----------|-------------|----------------|-------|
| 市道（全路線） | 230.3 | 23.1 | 10.0% |
| 市道（幹線のみ） | 23.1 | 6.0 | 26.0% |
| 国県市道 | 247.0 | 32.3 | 13.1% |

※首都高速道路を除く

※四捨五入のため小数点以下が合わないことがあります。

無電柱化路線

| 道路種別 | 無電柱化延長 (km) | 割合 |
|------|----------------|--------|
| 国道 | 4.5 | 13.9% |
| 県道 | 4.7 | 14.6% |
| 市道 | | |
| 幹線 | 6.0 | 18.6% |
| 幹線以外 | 17.1 | 52.9% |
| 小計 | 23.1 | 71.5% |
| 合計 | 32.3 | 100.0% |

※首都高速道路を除く

※四捨五入のため小数点以下が合わないことがあります。

【図－8】無電柱化路線位置図

3. 緊急輸送道路の無電柱化の課題

大規模災害時に避難救助、救護物資の輸送等の応急活動のため、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線（緊急輸送道路）においても、多くの路線で電柱が設置されており、災害時に電柱が倒壊することにより、道路が閉塞し、医療救護活動等に影響を及ぼすことが懸念されます。



【図－9】 緊急輸送道路等位置図

第6章 無電柱化対象路線の考え方と今後の進め方

1. 無電柱化対象路線の選定における基本的な考え方の整理

(1) 無電柱化の推進に関する法律

無電柱化の推進に関する法律においては、「災害の防止」、「安全かつ円滑な交通の確保」、「良好な景観の形成」等を図るため、無電柱化を推進することとされています。

(2) 無電柱化推進計画

国の定める無電柱化推進計画では、無電柱化の推進に関する目標として、「防災」、「安全・円滑な交通確保」、「景観形成・観光振興」等が記載されており、無電柱化の対象となる路線の考え方やそれぞれの項目に応じた無電柱化率の目標値が示されています。(表－8参照)

【表－8】国の無電柱化推進計画における無電柱化の推進に関する目標

| | | [無電柱化率] |
|---------------|--|-------------------------------|
| ①防災 | ・都市部(DID)内の第1次緊急輸送道路 | 34%⇒42% |
| ②安全・円滑な交通確保 | ・バリアフリー化の必要な特定道路 | 15%⇒51% |
| ③景観形成・観光振興 | ・世界文化遺産周辺の地区を代表する道路 ・重要伝統的建造物群保存地区を代表する道路 ・景観法に基づく景観地区等を代表する道路 | 37%⇒79% 26%⇒74% 56%⇒70% |
| ④利光°々・ハリ光°々関連 | ・センター・コア・エリア内の幹線道路 | [電線共同溝整備率] 92%⇒完了 |

(資料：国土交通省)

(3) 千葉県無電柱化推進計画

千葉県の定める千葉県無電柱化推進計画では、無電柱化整備区間延長の整備対象区間延長(約1,439km)のうち9割以上(約1,416km)が防災に種別されています。

2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

本計画では、国の定める無電柱化推進計画において目標されている「防災」、「安全・円滑な交通確保」、「景観形成・観光振興」等のうち、千葉県の定める千葉県無電柱化推進計画及び浦安市の最上位計画である浦安市総合計画の内容を踏まえて「防災」に重点をおいた事業展開を図ります。

なお、整備路線については、災害時に電柱が倒壊することによって、緊急車両の通行する道路が閉塞し医療救護活動等に支障を及ぼすことのないよう、緊急輸送道路を優先的に選定して整備を行います。

3. 候補路線の選定

無電柱化の整備には、多大な費用を要することに加えて、電線共同溝の整備等に関する特別措置法に関連した手続きや電線管理者、占用物件の調整を要するなど事業期間が長くなることが想定されます。

そこで緊急輸送道路のうち無電柱化のネットワークや緊急避難場所などの施設の立地を考慮し、整備による効果が大きい2路線を抽出しました。(次頁 図-10 参照)

【市道幹線4号】

国道357号を他県と連絡する骨格軸として、そこから接続する緊急輸送道路(一次路線)に指定されている県道停車場線(やなぎ通り)から、防災拠点となる市役所本庁舎や指定緊急避難場所となっている浦安公園までを整備の対象区間とします。

【市道幹線2号】

国道357号を他県と連絡する骨格軸として、そこから接続する緊急輸送道路(一次路線)に指定されている県道停車場線(やなぎ通り)から、指定避難所(堀江中学校)が隣接し、且つ、幹線5号を含んだネットワークを形成するよう富士見交番交差点までを整備の対象区間とします。

また、上記2路線に加えて千葉県が管理する以下の1路線については、県において事業展開していきます。

【県道西浦安停車場線】

県道西浦安停車場線(若潮通り)は、JR京葉線の新浦安駅から災害拠点病院である順天堂大学浦安病院を經由し、JR舞浜駅に向かうための幹線6号と交差する運動公園前交差点までの区間を「千葉県無電柱化推進計画」に基づき県が事業を推進していきます。

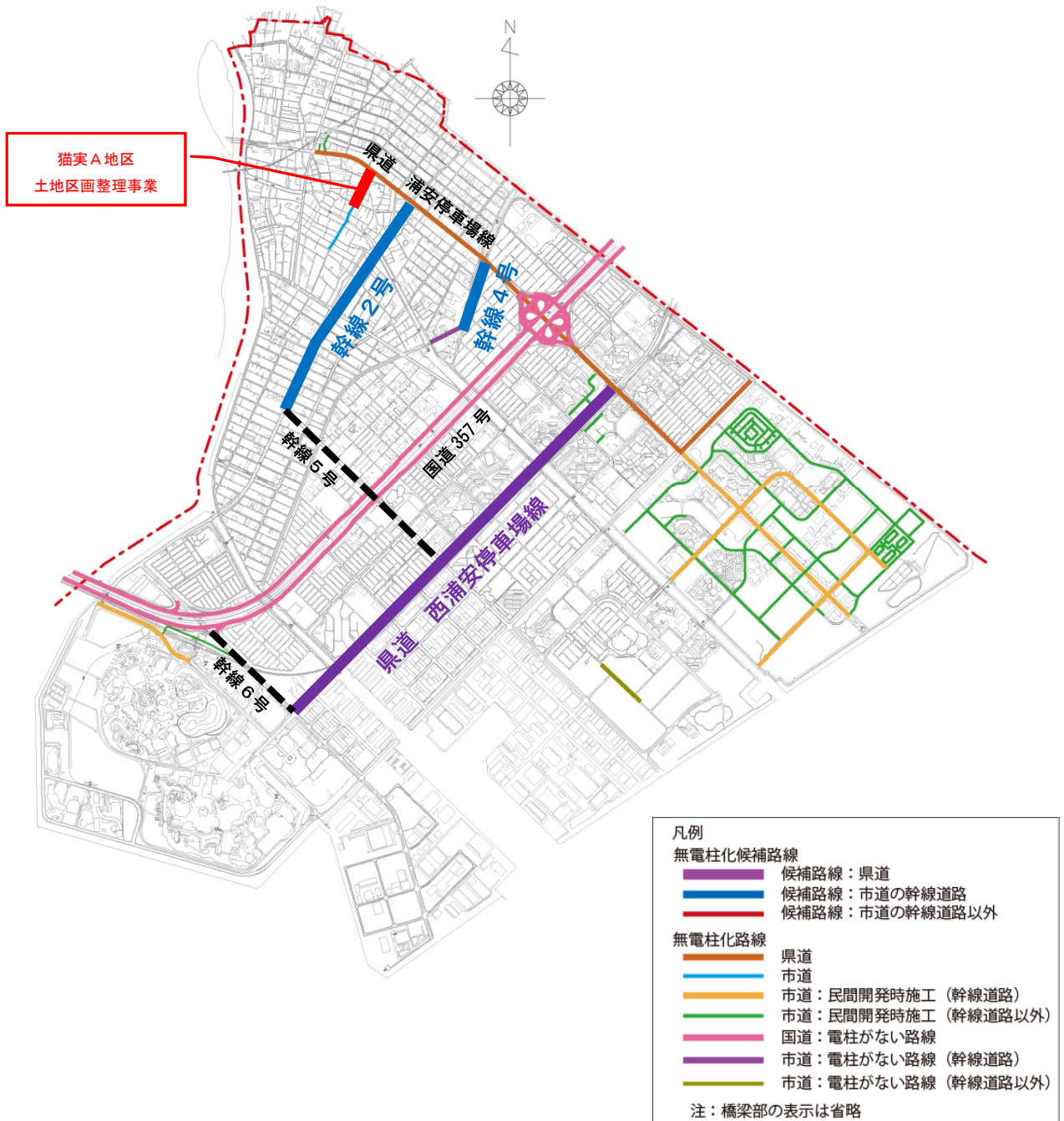
4. 計画期間

本計画における計画期間は令和2年(2020)～令和11年(2030)年までの10年間とします。

計画期間終了後の方針については、国や千葉県の動向及び社会情勢等を踏まえながら弾力的に検討していきます。

5. 計画目標

市道幹線4号の整備を完了させるとともに市道幹線2号の整備着手を目指します。



【図-10】 無電柱化候補路線位置図

その他

【猫実A地区土地区画整理事業】

東京メトロ東西線浦安駅の東南約 400mに位置し、緊急輸送道路（一次路線）に指定されている県道浦安停車場線（やなぎ通り）に接続する堀江・猫実を結ぶ主要な生活道路である市道第2-46号線（新中通り）の整備に取り組んでいる事業であり、道路整備に併せた無電柱化を行います。

第7章 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 無電柱化の手法、積極的なコスト削減策の採用

浦安市が実施する無電柱化の整備においては、電線共同溝方式（第4章参照）を基本としますが、コスト削減を図るため、道路条件や沿道状況等を考慮し、最も経済性に優れた手法を採用することとし、低コスト手法（浅層埋設方式及び小型ボックス活用埋設方式等）の採用やコスト削減策（電線管理者の所有する既存ストックの活用等）について、電線管理者等と事前に協議し、整備を推進します。

2. 占用制度の的確な運用

無電柱化の概成している日の出・明海地区等の緊急輸送道路等において新規電柱の建設の制限等について検討を行います。

3. 道路事業や市街地開発事業等の実施と併せて行う無電柱化

単独の公共工事による無電柱化のみでなく、道路事業（道路の維持に関するものを除く。）や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施に併せて無電柱化を検討します。

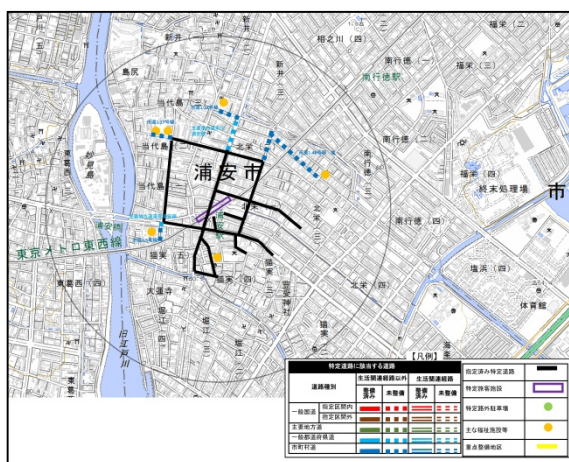
上記の他、民間開発行為等の個別の要請により要請者負担で無電柱化が実施される場合、市は必要な協力を行うよう努めます。

4. 他の計画との連携

「防災」に重点をおきながらも浦安市交通バリアフリー基本構想、浦安市景観計画等の関連する計画と連携した取り組みを進めます。

(1) 浦安市交通バリアフリー基本構想

高齢者、障がい者等の移動の円滑化の促進に関する法律に基づく「特定道路」は国の定める無電柱化推進計画において、無電柱化率の目標を掲げている項目の1つです。（図－11、12 参照）



(2) 浦安市景観計画

浦安市景観計画では公益的な施設や商業・業務施設が立地する場所等を本市の景観を印象付ける拠点として設定しており、無電柱化の候補路線となる幹線道路が含まれています。(図-13 参照)



【図-13】景観まちづくりにおける拠点

5. 関係者への情報周知・相互理解

(1) 関係者間の連携強化

市と電線管理者が互いに連携を図り、無電柱化を推進します。

(2) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深めるため、市の事業への取組みについて周知することで、無電柱化の協力が得られるよう努めます。

6. 計画の見直し

本計画は、国の無電柱化推進計画や浦安市地域防災計画、浦安交通バリアフリー基本構想、浦安市景観計画等の動向を踏まえ、適宜、見直しを検討します。